

月次総会議事録

令和4年(第7回)加古川市農業委員会月次総会
令和4年7月25日(月)

加古川市役所南館3階 301会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 佃 辰雄	2 堀本 孝	3 藤田 昌秀
4 坂田 順子	5 田川 澄敏	6 山本 和由
7 岡本 善四郎	8 丸山 良作	9 井郷 豊嗣
10 三原 猛	11 馬田 禧紹	12 前田 祥道
13 藤本 毅	14 東田 富能	15 井相田 つや子
16 原 靖	17 佐伯 眞究	18 都倉 正

欠席委員

4 坂田 順子

事務局

局長	稗田 清人	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	矢富 彰展		

現地調査(西地区)

7月19日(火) 午前9時30分から

藤本副会長、丸山農政委員長代理、東田委員、堀本委員 事務局2名

現地調査(東地区)

7月19日(火) 午前1時30分から

藤本副会長、丸山農政委員長代理、前田委員、三原委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和4年第7回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 17名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、14番 東田 富能委員、15番 井相田 つや子委員、両名よろしく願います。

議長 それでは議事に入ります。
議案第73号を議題といたします。議案第73号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧ください。
この議案は、耕作目的で農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。
1 平荘町山角■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。
2 上荘町井ノ口■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。
3 志方町廣尾■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。
4 志方町横大路■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。
議案書2ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

5 志方町横大路 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

6 志方町横大路 []、 [] 平米。 [] さんから、 [] さんへ。

全ての案件について申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員及び他市町耕作証明により確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～2ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第73号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第73号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第73号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第74号を議題といたします。議案第74号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について報告のこと。

1 志方町西山 []、 [] 平米。譲渡人 [] さん、譲受人 [] さん、新設農家。

この案件につきましては、令和4年第6回月次総会の議案第62号において、別段面積の設定について、1アールとすることが議決され、6月27日に告示しました。その後、別段面積の設定時の申請内容どおりに農地法第3条許可申請が提出されたため、6月29日付で会長専決により許可したものです。

以上です。

議長 議案第74号については報告案件でございますので、これで終わりいたします。

議長 次に、議案第75号を議題といたします。議案第75号について、事務局の議案朗読及び説明をお願いします。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

この議案は、加古川市農業委員会農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積にかかる狭小農地等の区域指定に関する取扱いに関する要綱に基づき、別段面積及び区域の指定をしようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第75号 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段の面積の決定について。

1 志方町西山85-1、 平米。現行の別段面積 1アール、変更後の別段面積 30アール、狭小農地特例適用後、要綱に基づき30アールに戻す。

この議案につきましては、令和4年第6回月次総会において、別段面積を30アールから1アールに引き下げる決議を行い、告示したところです。その後、さきほど議案第74号において報告させていただいたとおり、農地法第3条許可を行ったことから、要綱に基づき、従来の別段面積である30アールに戻そうとするものです。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第75号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第75号について、別段面積を設定することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第75号について、別段面積を設定することに決定いたします。

議長 次に、議案第76号を議題といたします。

議案第76号の15件については、6月13日から7月11日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、

事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第77号を議題といたします。
議案第77号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書10ページ、審議参考資料3ページをご覧ください。
この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第77号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 志方町上富木■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さん、賃貸露天駐車場用地、整地のみ。

なお、この案件につきましては、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料3ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号14番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年7月19日、調査者は、藤本副会長、丸山農政委員長代理、堀本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第77号の1番。申請の土地の位置は上富木の北、現況は稲作。申請地の周囲は、東が道路、西が田、南が道路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、竹内推進委員、萩原推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第77号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第77号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第77号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第78号を議題といたします。
議案第78号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書11ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第78号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 上荘町見土呂 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。露天駐車場用地及び住宅用地、始末書添付。

2 東神吉町神吉 []、[] 平米。[] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地

3 東神吉町神吉 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。住宅用地、使用貸借権設定、建築許可申請併願。

4 東神吉町升田 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。太陽光発電設備設置用地、発電事業計画認定済。

議案書12ページをご覧ください。

5 東神吉町出河原 []、[] 平米。[] さんから、[] さんへ。事務所兼用住宅用地、建築許可申請併願。

6 西神吉町岸 []、[] 平米。[] さんから、株式会社 [] へ。太陽光発電設備設置用地

7 志方町横大路 []、[] 平米。[] さんから、[] さん 外1名へ。住宅用地、使用貸借権設定、建築許可申請併願。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4～5ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

堀本委員 議席番号2番 堀本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年7月19日、調査者は、藤本副会長、丸山農政委員長代理、東田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第78号の1番。申請の土地の位置は見土呂の西、現況は宅地。申請地の周囲は、東が水路、西が道路、南が道路、北が宅地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、井相田委員、藤野推進委員でした。

続いて、議案第78号の2番。申請の土地の位置は神吉の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が畑・水路、西が道路、南は三角地のためなし、北が宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。続いて、議案第78号の3番。申請の土地の位置は神吉の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が水路、南が宅地、北が分筆田となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。続いて、議案第78号の4番。申請の土地の位置は升田の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が田、南が水路、北が水路・道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。続いて、議案第78号の5番。申請の土地の位置は出河原の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が分筆田、西が宅地、南が道路、北が田となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。以上4件、地元立会委員は、井郷委員、磯野推進委員でした。続いて、議案第78号の6番。申請の土地の位置は岸の東、現況は放棄田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が田、南が水路、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。地元立会委員は、佐伯委員、増田推進委員でした。続いて、議案第78号の7番。申請の土地の位置は横大路の南、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が田、南が分筆田、北が道路となっており、隣接農地への影響はないものと思われま

す。以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第78号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第78号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第78号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第79号を議題といたします。

議案第79号の6件については、6月13日から7月11日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第80号を議題といたします。

議案第80号の16件については、6月13日から7月11日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第81号を議題といたします。

議案第81号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書21ページをご覧ください。

議案第81号 農地法第43条第1項の規定による農作物栽培高度化施設届出にかかる専決処理について報告のこと。

1 志方町原■■■■■、■■■■■平米 外3筆、計■■■■■平米。
申請人 株式会社 ■■■■■。

この案件につきましては、農地法第43条第1項の規定により、農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うために事前に届出があったもので、地元委員及び事務局による現地調査及び書面審査の結果、基準を満たしていると判断したため、6月27日付で会長専決により受理したものです。
以上です。

議長 議案第81号については報告案件でございますので、これで終わりいたします。

議長 次に、議案第82号を議題といたします。

議案第82号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書22ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。

この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願ひ出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第82号 非農地証明願承認のこと。

1 加古川町大野■■■■■、■■■■■平米。■■■■■さん、昭和47

年以前。

2 加古川町大野 []、 [] 平米。 [] さん、昭和45年以前。

3 平岡町一色 []、 [] 平米。 [] さん、大正14年頃。

4 八幡町野村 []、 [] 平米。 [] さん、昭和61年2月頃。

なお、いずれの案件につきましても定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号12番 前田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和4年7月19日、調査者は、藤本副会長、丸山農政委員長代理、三原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第82号の1番。申請の土地の位置は大野の北。申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われま。

続いて、議案第82号の2番。申請の土地の位置は大野の東。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われま。以上2件、地元立会委員は高瀬推進委員でした。

続いて、議案第82号の3番。申請の土地の位置は一色の西。申請地の状況は道路となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、岡本委員でした。

続いて、議案第82号の4番。申請の土地の位置は野村の東。申請地の状況は雑種地となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は馬田委員、八代醒推進委員、藤田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第82号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第82号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第82号について、非農地証明願いを承認する

ことに決定いたします。

議長 次に、議案第83号を議題といたします。
議案第83号の3件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第84号を議題といたします。
議案第84号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 差し替え議案をお配りさせていただいておりますので、そちらをご覧ください。

この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、自ら耕作。市街化区域外の農地については、生涯、自ら耕作。また、農業経営基盤強化促進法に基づく事業、身体障害などによる営農困難となった場合の貸し付け耕作により、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第84号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 尾上町池田 []、 [] 平米、外2筆、計 [] 平米。
相続人 [] さん、被相続人 [] さん。

2 尾上町口里 []、 [] 平米。相続人 [] さん、被相続人 [] さん。

なお、いずれの案件も地元委員による現地調査及び聞き取り調査により相続人自ら、全ての農地を自ら所有し、自ら耕作するとの報告を頂いております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第84号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第84号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第84号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第85号を議題といたします。

議案第85号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書25ページをご覧ください。

この議案は、改正農地法施行日、平成21年12月15日より前に相続税の納税猶予の適用を受けて、この度20年を経過しようとするもので、その利用状況を確認し税務署に報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第85号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。

1 東神吉町西井ノ口■■■■、■■■■平米、外1筆、計■■■■平米。■■■■さん。

なお、この案件につきましては、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告を頂いております。

以上よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第85号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第85号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第85号について、原案のとおり、加古川税務署に利用状況を回答することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時00分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和4年7月25日

署名委員（14番）

署名委員（15番）